

しんとみ

広報

お知らせ版 No. 1

令和 2 年2月25日 発行 (次号 3 月 10 日)

編集:総務課(担当:二川 智南美 33-6002)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

新田神楽が奉納されました



2月17日、新田神社で新田神楽が奉納されました。ダイナミックな動きの演目が多く、終盤の大蛇に見立てた綱を真剣で切る「蛇切」は大盛り上がり。町内の小学生や保育園児のほか、県内外からも見物に訪れた人でにぎわい、神楽の合間には、せんぐまきや鯉こくなどの振る舞いもありました。

お知らせ

資源物の回収について（毎月第2、4月曜日は資源物の回収日です）

新富町地域婦人連絡協議会では、ごみを減らし、再利用・再資源化を進めていくため、資源物回収を行っています。3月の予定は、次のとおりとなっています。ご協力をお願いします。

☆日 時 令和2年3月9日（月）、23日（月） 7：00～9：00（時間厳守）

☆回収場所 町体育館（正面玄関東側駐輪場）・西体育館・上新田公民館（各駐輪場）

（*雨天時、西体育館は、正面玄関前に移動します）

☆収集物 古紙（新聞紙・チラシ）、雑誌、ダンボール、牛乳パック、
雑紙（それぞれ紐で縛ること）

焼酎の紙パックなど内側にアルミ箔が張ってあるものは対象外となりますので
ご注意ください。

*問合せ先 新富町地域婦人連絡協議会 会長：橋口澄子 ☎33-2514
(生涯学習課) 担当：河野光典 ☎33-1022

募集

新富町地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するパブリックコメント

新富町及び新富町社会福祉協議会では、地域福祉の推進を図るため、第2期新富町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定を進めています。このたび、素案をまとめましたので、次のとおりパブリックコメント（意見公募）を実施します。

○募集期間：令和2年2月25日（火）～3月19日（木）

○閲覧等の方法：素案及び意見等募集用紙は、次の窓口等で閲覧・入手することができます。

①役場福祉課窓口、新田支所、上新田地区町民サービスコーナー
(土日祝日を除く8：30～17：15)

②町ホームページ

○意見等の提出方法：郵送又はファックス…町ホームページに掲載又は福祉課窓口へ備付けの専用様式に記入してお送りください。

電子メール……町ホームページのパブリックコメント募集ページの送信フォーマットから送信してください。

※提出の際には、住所と氏名を必ずご記入ください。

問合せ：福祉課
(担当) 清紀文 ☎33-6382

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくことになります。不要となった軽自動車等は、早めの廃車手続きをお願いします。

※令和元年10月より、軽自動車税の名称が軽自動車税（種別割）に変わっております。

ご注意とお願い

- 現物を廃棄処分(スクラップ)等されただけでは登録が残ることになります。速やかに廃車手続きを行ってください。
- 知人等に譲渡した場合も名義の変更が必要です。（手続きもれの場合は、前所有者に納税通知書が送られます。）
- 盗難に遭われた場合でも、警察への盗難届出に加えて、廃車手続きが必要です。

種別ごとに次の手続き場所で、手続きをお願いします。

- ①原動機付自転車・125cc以下の2輪車・小型特殊自動車の手続きは、**役場税務課**（電話：33-6076）
又は**新田支所**（電話：33-1018）
- ②125ccを超え250cc以下の2輪車、250ccを超える2輪の小型自動車の手続きは、**宮崎運輸支局**（電話：050-5540-2088）
- ③軽自動車（3輪及び4輪）の手続きは、**軽自動車検査協会 宮崎事務所**（電話：050-3816-1760）

問合せ：税務課（担当）みずの なおみ 水野直美 ☎33-6076



ギャラリーしんとみでは、令和2年3月から4月までに下記の展示会を行います。

- 3月10日（火）～3月22日（日）日南市在住の高草京子さんによる「創作布花展」
布を染色して制作された花々の他にブローチやコサージュも展示しています。
- 3月24日（火）～4月5日（日）高鍋町在住の甲斐香織さんによる「絵画展」
上新田学園で図工・美術を指導。アート教室を主宰し創作活動されています。アクリル画・線画・版画の作品です。
- 4月7日（火）～4月12日（日）岩手県在住の畠山定男さん・真一さん父子による「とんぼ玉の世界展」
花をモチーフにした繊細で華麗なとんぼ玉が勢揃いします。
- 4月14日（火）～4月26日（日）新富町在住の栗山修平さんと教室生による「作品展」
墨一色の濃淡による墨絵の世界をご鑑賞ください。
- 4月28日（火）～5月10日（日）ギャラリー主催「五月人形展」
端午の節句に因んだ木目込み人形や吊るし飾り、ちりめん細工小物など展示します。お楽しみください。



問合せ：ギャラリーしんとみ ☎33-0577

新富町では、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、災害の発生を防ぎ、良好な生活環境を保全するため、令和2年4月1日より、「新富町景観条例」及び「新富町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」が、施行されます。

それに伴い、令和2年4月以降に一定規模以上の建築物・工作物を建設しようとする場合、届出が必要となりますので、あらかじめ新富町ホームページをご覧ください。都市建設課窓口にお越しいただきご確認の上、必要書類等の提出をお願いします。

○届け出対象：令和2年4月1日以降着工予定の一定規模以上の建築物・工作物

※建築物（高さ10m以上（用途地域内15m以上）、煙突（高さ4m以上）、鉄柱等（高さ15m以上）、公告塔（高さ4m以上）、高架水槽等（高さ8m以上）、擁壁（5m以上）、設置するモジュール（パネル）の合計面積が1,000㎡以上の太陽光発電設備等

○届出期間：新富町景観条例関係 …着工前30日前まで

：新富町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例関係 …着工60日前まで

○届出書類：新富町ホームページをご覧ください。都市建設課窓口にお越しいただきご確認ください。

○提出先：新富町役場 新館2階 都市建設課

問合せ：都市建設課
さいたともひさ
(担当) 税田智久 ☎33-6017



マイナンバーカードの申請や受取りの機会を拡大するため、町民課窓口を夜間と休日に下記のとおり開庁いたします。マイナンバーカード申請の代行サービスも行っていますので、この機会にご利用ください。

【マイナンバーカード関係受付日】

夜間：5日（木）、12日（木）、18日（水）、26日（木） 19：00まで

休日：3月8日（日） 13：00から17：00まで

【転出・転入等住所変更受付日】

3月16日（月） 19：00まで

※マイナンバーカードの申請・受取りや住所変更手続き以外に行う業務は次のとおりです。

- ・住民票、戸籍謄抄本の発行
- ・印鑑登録及び証明（税関係の証明発行は行いません。）

※4月以降は後日広報します。

※マイナンバーカードが出来上がるまで約1か月程度かかります。詳しくは、町民課までお問い合わせください。

えのもとみずほ
問合せ：町民課(担当) 榎本瑞穂 ☎33-6071

認知症サポーターとは、認知症の方やその家族の応援者です。何か特別なことをするのではなく、認知症を正しく理解しそのうえで自分のできる範囲で、声かけや見守り活動をしていただけたら、立派なサポーターです。あなたも認知症サポーターになりませんか？ サポーターには「認知症の人を応援します」という意思を示すオレンジリングをお渡しします。

参加ご希望の方は、3月5日(木)までに電話にて認知症サポーター養成講座担当までお申し込みください。みなさまの参加をお待ちしております。

- 開催日時 令和2年3月6日(金)
10:00～ 1時間程度
- 開催場所 新富町福祉学習等供用施設(旧中央公民館)
- 受講料 無料

申込み・問合せ：地域包括支援センター(社会福協議会内)
(担当) 猪俣礼子 いのまたれいこ
☎0983-32-5728

お知らせ

スポーツ安全保険に加入を！

スポーツ安全保険の受付が3月2日(月)から始まります。子ども会、自治会、運動クラブ、文化・ボランティアクラブなど4名以上のグループで加入できます。加入して万一のケガや賠償責任などの事故に備えましょう。熱中症や突然死も対象となります。

①銀行などで加入する場合

「加入依頼書」に必要事項を記入して指定銀行の窓口へ掛金とともに提出。別途振込手数料が必要です。「加入依頼書」は前年度加入団体については3月上旬までに代表者住所に届きます。新たに加入される場合は、総合交流センター「きらり」等に設置してあります。

②インターネットで加入する場合

スポーツ安全協会ホームページ「スポ安ねっと」で必要事項を入力後にコンビニエンスストアから掛金を支払ってください。

加入区分は活動内容と年齢で6区分に分かれ、掛金額は年額800円から。

問合せ：生涯学習課(担当) 堤 征紀 つつみせいき ☎33-1022

公益財団法人スポーツ安全協会宮崎県支部 ☎0985-55-3136

『障がいのある人に対する配慮』

私たちが生活する社会のなかにはいろいろな障がいのある人がいます。ひとくちに障がいのある人といってもその障がいはいろいろで配慮するポイントもさまざまです。私たちは、それぞれの障がいの特徴をよく理解してその人にあった接し方を心がけましょう。困っている人には積極的に声をかけ、手助けを行いましょう。

また、障がいのある人が介添えの人と一緒に本人の用事で来られた時には、まず本人に声をかけることがとても大事です。本人の用事で来られたのに介添えの人に話したり、説明したりすることは本人の心を深く傷つけることとなります。

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え差別のない平和な社会をつくりましょう。

総務課 井下 ☎33-6002

2月14日といえば、聖ウァレンティヌスが処刑された日…ではなく、チョコを贈る日。何をあげようか思案していたら、「クッキーだけは嫌だ」と夫の呟きが。理由を聞くと、「クッキーは義理だから。俺は今まで本命を1度しかもらったことがない(去年私があげた分)からチョコがいい！」と切々と訴えてきました。男の人でも大変だなと思いました。(総務課 二川)